

2025年8月12日  
株式会社 bitFlyer

各位

## イーサリアム（ETH）ステーキングサービス開始のお知らせ

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、イーサリアム（ETH）のステーキングサービス（以下「本サービス」）を開始することをお知らせいたします。

ステーキングとは、お客様が保有する暗号資産をブロックチェーンネットワークに預けることで、報酬を受取る仕組みです。

本サービスを利用することで、イーサリアム（ETH）を保有することによる新たな収益機会を得ることができます。



### ■ 本サービスの概要

対象の暗号資産：イーサリアム（ETH）

対象のお客様：当社口座でイーサリアム（ETH）を保有し、ステーキング報酬の受取設定を有効にされたお客様

### ■ ステーキング報酬の受取設定方法

- ① スマートフォンアプリまたはウェブサイトログイン
- ② アカウント設定画面から「ステーキング設定」を選択

③ 設定を「有効」または「無効」にする

#### ■ 当社及びお客様が受取るステーキング報酬の年利率

当社が受取るステーキング報酬の年利率：当社がイーサリアムネットワークから受取るステーキング報酬の年利率

お客様が受取るステーキング報酬の年利率：当社がイーサリアムネットワークから受取るステーキング報酬の年利率から、当社の事務管理費相当割合（約 30%）を差し引いた年利率

#### 【2025年8月10日の参考例】

当社がイーサリアムネットワークから受取るステーキング報酬の年利率：2.90%

お客様が受取るステーキング報酬の年利率：2.03%

なお、当社がイーサリアムネットワークから受取るステーキング報酬の年利率及びお客様が受取る年利率は、イーサリアムネットワークのステーキング状況によって変動します。

計算の結果、小数点第8位未満の場合は、ステーキング報酬は付与されません。また、当社がステーキングするイーサリアム（ETH）の数量は、サービス開始後に徐々に増やしていくため、サービス開始直後はお客様へのステーキング報酬が想定よりも少なくなる場合がございます。

#### ■ ステーキング報酬の付与日

報酬の集計期間の対象となる月（以下「対象月」）の翌月の第2金曜日に付与いたします。

#### ■ ステーキング報酬の集計期間

対象月の初日から最終日までの期間です。この期間中のイーサリアム（ETH）の保有状況に応じて報酬額が計算されます。

ただし、サービス開始月（8月）は、ステーキング報酬の集計期間が通常とは異なりますのでご注意ください。詳しくは下記の「ステーキング報酬の付与サイクル（サービス開始月）」の図をご確認ください。

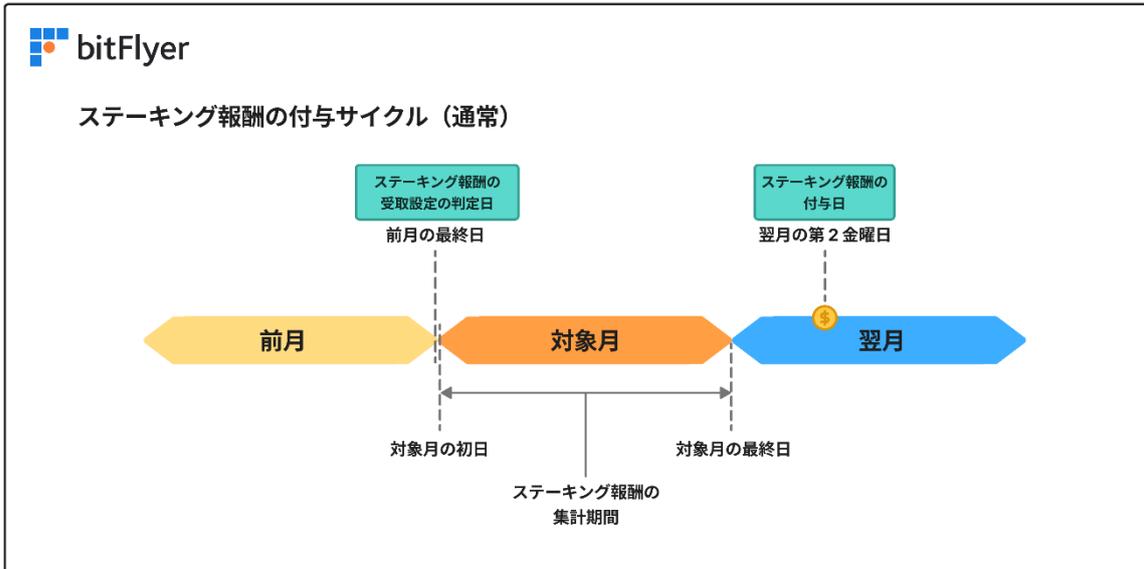
#### ■ ステーキング報酬の受取設定

対象月に報酬を受取っていただくには、ステーキング報酬の受取設定の判定日（対象月の前月の最終日）までにステーキング報酬の受取設定を有効にする必要があります。

ただし、サービス開始月（8月）は、ステーキング報酬の受取設定の判定日が通常とは異なりますのでご注意ください。詳しくは下記の「ステーキング報酬の付与サイクル（サービス開始月）」の図をご確認ください。

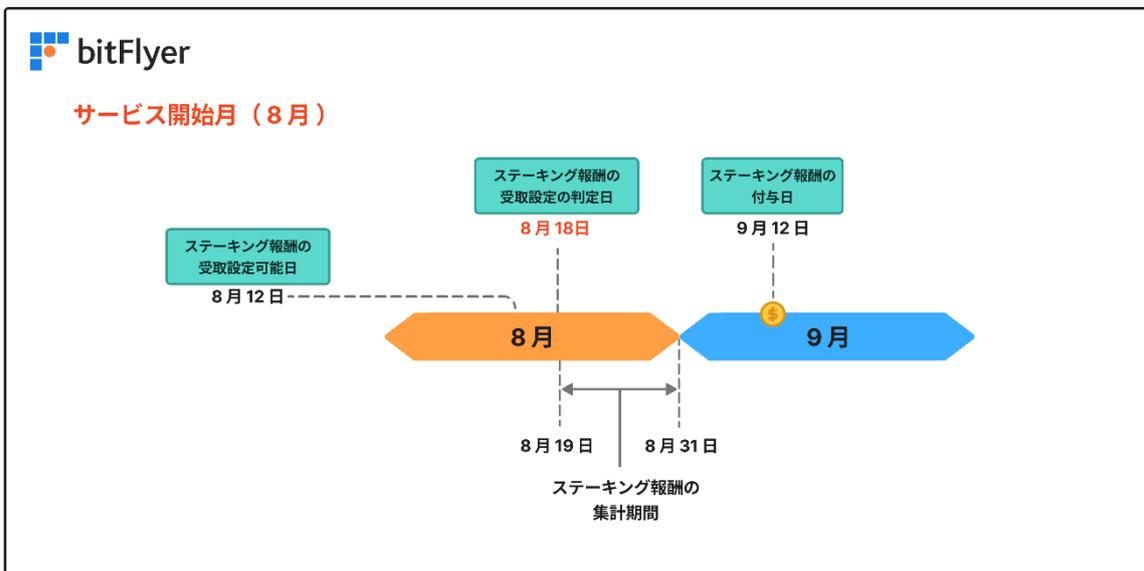
## ■ ステーキング報酬の付与サイクル（通常）

次の図をご確認ください。



## ■ ステーキング報酬の付与サイクル（サービス開始月）

次の図をご確認ください。



なお、2025年9月以降は「ステーキング報酬の付与サイクル（通常）」となります。

## ■ ご注意事項

- 本サービスをご利用いただくには、「[ステーキングサービスご利用規約](#)」への同意が必要です
- ステーキング対象暗号資産のプロトコルやネットワーク状況等に起因して、当社がステーキングによる報酬を受取れない場合、または報酬が著しく少ない場合は、お客様にステーキング報酬を付与できない、あるいは付与する数量が減少する可能性があります

- ステーキング報酬の受取設定を有効にされた場合、当該設定には自動的に6か月間の有効期限が適用されます。有効期限を過ぎると、当該設定は自動的に無効となります。報酬の受取りを継続されたい場合は、有効期限の1週間前から有効期限満了日までの間に、設定の更新を行ってください。有効期限が過ぎて設定が無効となった場合でも、再度設定を有効にさせていただくことは可能です
- ステーキング報酬の受取設定を有効にしても、お客様が保有するイーサリアム（ETH）がロックされることはなく、売却や送付が可能です。ただし、売却や送付によりイーサリアム（ETH）の残高が減少した場合は、ステーキング報酬も減少します
- 本サービスは当社の判断により中止する場合があります
- ステーキング報酬の受取日は、システムメンテナンス等の影響により変更となる場合があります
- 本サービスは暗号資産の価格変動リスクを伴います。暗号資産への投資はご自身の判断と責任で行ってください

### bitFlyer グループについて

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ、2014年に株式会社 bitFlyer は創業しました。お客様にご愛顧いただき、国内でビットコイン取引量9年連続 No.1\* を達成しました。bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産交換業を展開しています。また、株式会社 bitFlyer Blockchain では独自ブロックチェーン Miyabi を開発・提供し、暗号資産取引所に上場するトークンの基盤システムなどに採用されています。さらに、株式会社 Custodiem では機関投資家による暗号資産への投資が広がることを想定し、機関投資家を対象にした暗号資産の預かり事業（クリプトカストディ事業）を新たに展開する予定です。グローバルに web3 事業を展開するグループ間の相乗効果を活かしてアジア No.1 の web3 カンパニーを目指しています。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

\* 国内暗号資産交換業者における2016年～2024年の差金決済及び先物取引を含んだ年間出来高（日本暗号資産等取引業協会が公表する統計情報及び国内暗号資産交換業者各社が公表する取引データに基づき当社にて集計。日本暗号資産等取引業協会の統計情報については2018年以降分を参照）

【注意事項（よくお読みください）】

- 暗号資産は法定通貨ではありません
- 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます
- 暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります
- 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります
- 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります
- 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の50%以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の2倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください
- 販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです
- 暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です
- 契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認くださいの上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会及び金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>